

# 石山寺藏佛説太子須陀拏經平安中期點の訓讀語について

小林芳規

## 一、はじめに

石山寺經藏の一切經の中に、佛説太子須陀拏經の一切が藏せられる。本文は奈良時代の書寫で、これに平安中期加點と見られる白點が全卷にわたり詳細に施されている。この白點は極めて濃厚であり保存も良好であるために、今日の眼からもその殆ど全部を復元することが可能である。(白點の加點狀況は、「石山寺の研究」一切經篇、昭和五十三年三月刊の口繪什頁寫眞参照)。従つて、漢文訓讀語文上、平安中期の訓讀語を考察する好資料の一と目せられる。その上、その訓讀語には、院政期の訓讀語には見出し難いような和文的表現の語彙・語法を多く含み注目せられる。又、この佛説太子須陀拏經はその素材内容が説話的であり、現に本邦の三寶繪や寶物集などの説話文學に、その訓讀語等を通して影響を与えている。

このような好資料であるにも拘らず、その訓讀語については、従来、その和文語的要素などが一節取上げられたに過ぎない。そこで、本稿は、その全文についての翻字と、訓點に基く訓讀文を載せ、併せてその訓點の語彙總索引と漢字索引を掲げ、更に、その訓讀語についての考察の小考を附載させて頂くことにした。

この佛説太子須陀拏經の訓點の調査は既に全卷移點は小林が石山寺において、昭和四十八年十二月と昭和五十六年八月に原本に就いて行い、訓讀文を一旦作成した段階で、昭和五十七年八月に三氏(原本に就いて點檢し、疑問點などを處理した。訓讀文の作成は、本文の校訂と共に、昭和五十六年四月から約一箇年にわたつて、小林の指導のもとに、鈴木惠・松本光陸及び茂田惠の諸氏が爲し、最終稿は上記三名にて完成した。これに基いて、鈴木・松本の両氏は、語彙總索引と漢字索引とを作成し、

これらを松本光陸氏が浄書したものである。

本文獻の調査は、石山寺文化財綜合調査團の一頁として許されたものであり、調査に當つては、石山寺度主齋尾隆輝親下の御厚情を賜り、又調査團長の故佐和隆研先生の御芳情を賜り、田中徐氏、藁島裕氏を始とする團員各位の御世話を頂いた。又、本書にその全文を網刻し、訓讀文を公表することについては、齋尾親下の温かい御允許の御厚情を賜つた。茲に厚く御禮申上げる次第である。

## 二、石山寺藏佛説太子須陀拏經について

佛説太子須陀拏經は、西秦の沙門聖堅の譯であり、彼が譯した羅摩伽經など十五部の一つである。その内容は、次のようである。

兼波國の太子、須陀拏は、性、布施を良く爲し、父王の珍寶を民衆に与えたり防衛力たる白象まで敵國に与えたりした。このため父王は諸臣に諮つて太子を檀特山中に十二年間逐放してしまつた。太子と妃とその兒二人とは、山中での生活に満足していたが、偶々鳩留國の婆羅門が兒二人を奴婢にせうたりに對して太子は

これをも布施してしまつた。二兒の賣られるのを傳へ聞いて父王は二兒を引取り、その言動により悟る所があつて、太子と妃とを三拜して呼戻す。敵國も白象を返して諷かを通じた。

正倉院文書の天平十年(七三八)十一月九日の「本經返送狀」の中に「太子須達拏經一卷」が他の五十五卷と共に、「太子之本／十年十一月九日付本經、返送相前、請河人成／付辛國入成、給亦萬呂／川原人成」と記されている。又、智證大師請來目錄(大正新脩大藏經)にも「須大拏太子經一卷」とあり、日本奈良時代古寫經目錄(同上)に「石山寺」として、「佛説太子須陀拏經一帖」と載せている。奈良時代より本邦に將來せられ、書寫せられていたことが分る。

石山寺藏佛説太子須陀拏經は、石山寺一切經四千六百餘卷の中の一帖であつて、今回の整理で、第七十七函著十四號とされたものである。書寫時期から考えて、日本奈良時代古寫經目錄に「石山寺」として載せられているものに當ると見られる。

この佛説太子須陀拏經の体裁は、他の一切經と同しく、

卷子本を改装（江戸時代天明修補の際）して折本に仕立ててあり、その際、新装の朱雲ツナギ龍文表紙（楳二十四・二種、横八・三種）を附してある。料紙は菱格紙で、一紙は二十六行、一紙長は五十三・七種、一行十七字で、折本の一面に三行を収め、墨界を施し、界高二十一・八種、界幅二・〇種である。

外題に「佛説太子須陀摩經」とある。本文は、墨書で、内題「佛説太子須陀摩經」に始まり、尾題「太子須陀摩經一卷」に終る四四一行である。但し、巻首の一紙三十六行は院政期の石山寺僧朗漫の補寫（無點）である。與書・識語はない。補寫を除く墨書本文の書寫は、筆跡から見て、奈良時代と考えられる。この本文には所々に朱書の校合がある。この本文に對して、白書の訓點が、三十七行から四百四十一行までに、極めて詳密に施されている。又、所々に朱書の訓點も散在する。訓點の識語は見當らないが、訓點を書入れた時期は、假名字體や假名遣などから、平安中期末であると考えられる。朱書の訓點は、白書の訓點と假名字體やヲコト點が大同であり、一部に第（群點（西基點）と認められる箇所がある。同時期に白點に先文って施されたものと見られる。

石山寺藏佛説太子須陀摩經について・ヲコト點と假名字體

これらの訓點につき、白點を主として、以下に、ヲコト點と假名字體、假名遣、施點方式、音韻、文法、訓讀法、語詞について、問題點に重點を置きつつ述べることにする。用例を掲げるに當っては、原漢文に訓點を附した形（この場合、返點は私に附した）又は訓讀文を、論述に應じて適宜採用した。訓讀法では前者を、文法では後者を採用するが如きである。いずれの場合も、ヲコト點を平假名で、假名を片假名で表し、私の補讀は片假名を括弧に包んで示した。

### 三、ヲコト點と假名字體

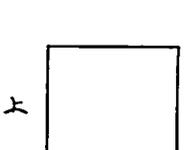
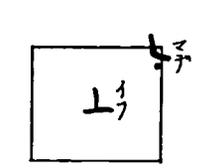
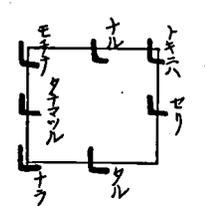
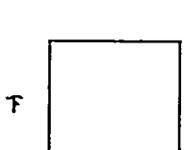
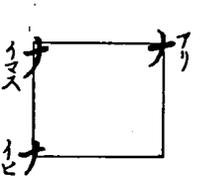
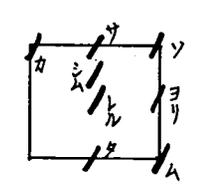
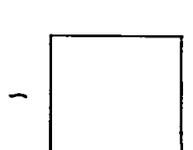
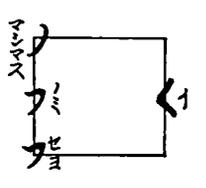
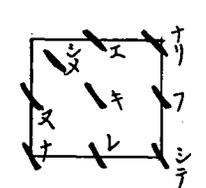
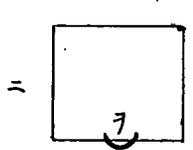
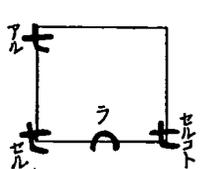
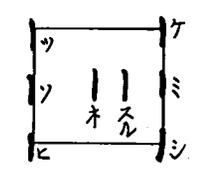
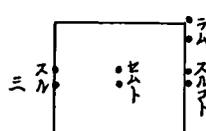
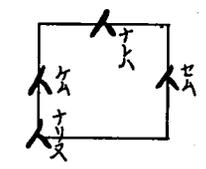
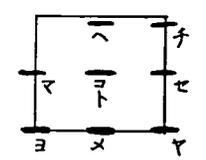
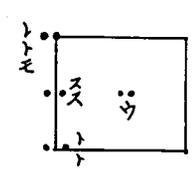
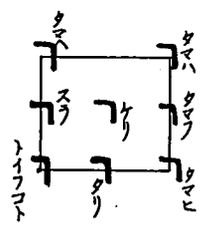
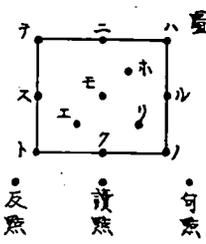
先ず、表記に關して、白點のヲコト點と假名字體とを歸納し、これについて考察し、ヲコト點の系統と假名の性格について述べる。

#### 一、ヲコト點

白點のヲコト點は、次頁の第一圖のように歸納せられる。

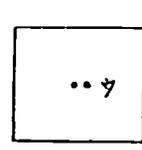
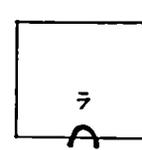
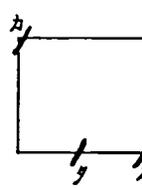
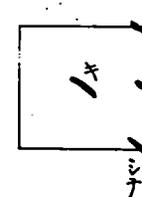
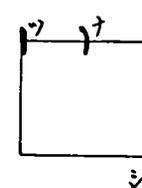
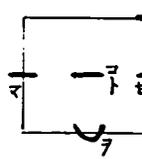
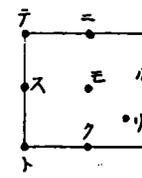
この點法は、文安本點圖集所掲の「天尔波留點」（榮島格博士の「天尔波留點（列流）」）に通ずる。但し和部に至ると一致しない所があるのは、恐らく點圖集所掲

第一圖



の點圖に誤寫などがあるためであらう。天竺波留點（列流）の點法を實際に用いた訓讀資料の報せられたものは極めて少い。僅かに次の二點を知る程度である。

第一は、石山寺一切經の大般若波羅蜜多經卷第三百の句點



平安中期書寫の一帖へ第七十七函第二十五張（に）に記された白點である。加點時期も平安中期と見られる。但し加點は卷首の四紙のみで以下は無點であり、假名は少量である。ヲコト點は次圖のように歸納せられる。

これを佛説太子須陀摩經の白點のヲコト點と比べると、すべて一致していることが分る。天安本點圖集所掲點圖とは差異のあつた、「ク」「チ」「タ」「ハ」へ天安本は「ヲ」「オム」「レハ」は天安本が誤寫か誤傳であつたことが考えられる。

第二は、高山寺藏の眞言法華釋の院政期書寫の(一帖(著一節ニセニ號)に如えられた朱點である。加點時期も院政期と見られる。この本は原表紙に「僧公昭之本」とある。公昭は、高山寺藏題未詳(著四部一八二函一號)の奥書にも「天喜三年(一〇五五)三月六日書了/抄樂寺寫之僧公昭之本」とあり、第四群點が使用せられていゝる。この第四群點が、平安後半期に天台宗比叡山の(一門に用いられたことは、築島裕博士が高山寺藏大日經供養持誦不同の奥書に「保延四年三月七日寶幢院西谷北尾成勝房西面<sup>ニシテ</sup>我香房<sup>ニシテ</sup>校點了/天台末流覺者文志」とあることによつて明らかなにされた所である。天尔波留點(列流)も、その第四群點に屬する點法であり、やはり天台宗系のものとして推定されている。先掲の眞言法華釋が、第四群點所用の「公昭之本」であることからすれば、天尔波留點(列流)も天台宗比叡山で使われたものであ

らう。

さすれば、佛説太子須陀摩經の白點は、天尔波留點(列流)の新資料であり、その訓點は天台宗比叡山の僧の加點したものと考えられる。尙、朱點の(一部に著一群點を用いていゝることも、本資料が天台宗の僧の手になつた傍證となる。

## 二、假名字體

白點の假名字體は、次頁の著二圖のように歸納せられる。

「木」(ヘキ)、 「兀」(ヘス)、 「矢」(ヘチ)、 「天」(ヘテ)、 「乙」(ヘネ)、 「未」(ヘミ)、 「丁」(ヘラ)、 「ナ」(ヘエ)の使用から見て、平安中期の假名字體の様相を示している。しかして、「ロ」に「口」の字體を用いていゝることからすれば、平安中期も末期、長保年間(八九九一—一〇〇三)に近しいものと考えられる。

そのうち字體の特徴のあるものに注目するに、「兀」(ヘス)の字體は、平安中期に見られ、中でも、石山寺藏金剛頂瑜伽中略出念誦經卷第一(一、二、三、四平安中期白點(寛平一延喜頃)を始め、石山寺藏法華義疏平安中期白點など、ヲコト點に叡山點や禪林寺點を使用している

第二圖

符	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
上	コ	ヲ	ヤ	テ	ハ	ナ	タ	セ	カ	ア
メ	井	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
、	井	リ		未	ヒ	ニ	チ	し	ホ	イ
		ル	ス	ム	フ	又	ツ	ス	ク	ウ
		ル	ム	フ	又	ハ	兀	ク	干	
	エ	レ	江	メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	衣
	十	シ		メ	ハ	子	天	世	个	工
	ヲ	口	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
	シ	口	ヨ	モ	ア	ノ	ト	ソ	コ	オ

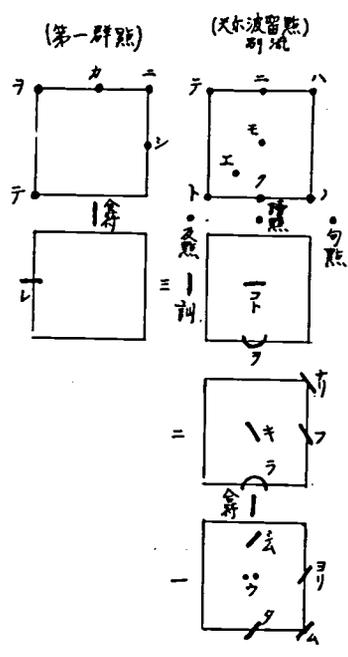
訓點資料に特徴的なものである。叡山點も碑林寺點も、天台宗比叡山僧の關で用いられた點法である。又、コト（ハ）の字體も平安中期の點本に見られ、石山寺藏虚空藏求闍持法平安中期點や東大寺藏蘇悉地羯羅經延喜九年（九〇九）點など天台宗關係資料に見られる。前者はラコト點に第四群點を使用し、後者はラコト點に西蓋點を用いて天台宗三井寺僧の加點本である。

左に取上げられた特徴的な假名字體から見れば、この太子

須陀摩經の白點の使用者は、天台宗僧、中でも比叡山關係者かと推定せられる。このことは、先に、ラコト點法が天尔波留點（別流）を使用している故に、その加點者を天台宗比叡山の僧と見た所と符合する。

尚、未點のラコト點と假名字體とは、著三圖のように歸納せられる。未點は、部分的に散在するだけであるから、ラコト點も假名字體も、白點に比べて多少種類も少い。しかし、白點と殆ど一致しているので、恐らく同一人か近い關係僧の加點に於るものであろう。

著三圖



ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ	行
ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ	行
イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ		リ	キ	行
イ	木	し	チ	ニ	ヒ	三		リ		行
ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	エ	ル		行
ク	ク	兀	...	又	フ	ム		ル		行
衣	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	江	レ	エ	行
エ	个	せ	天		へ	メ		し		行
オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	ヲ	行
オ	コ		ト	ノ		モ	ヨ			行

四、假名遣

假名遣については、ア行ヤ行の「エ」、ア行の「オ」とワ行の「ヲ」、ワ行の「キ」、「エ」の假名遣、ハ行轉呼及び「ウズクマル」の假名遣を取上げて、白點の加點時期の推定の資とする。

1、ア行ヤ行の「エ」  
「エ」の假名は「エ」だけであり、「衣」の假名は使われていない。しかも、ア行動詞「得」にも、「エ」と

假名遣

附訓している。(用例下の括弧に包んだ算用数字は原本における行数を示す。以下同じ)

責、兒索、幾錢。(378)

又、ヲコト點の例ではあるが、「え」のヲコト點を、「得」の訓を表すのに用いている。

今、我及太子、早得還國。(353)

他に「得」(107)、「得」(111)もある。未點でも、

何得(107)

のように「エ」を用いている。ヤ行の例は、「流閉」(10)とラ下點の「え」で表したものである。尚、字音の場合では、

劉琴延(435)

がある。「延」は古事記、萬葉集始め平安初期の訓點資料でも、ヤ行の「エ」を表す假名として用いたものである。この漢字の字音を同レ「エ」で表している。

即ち、太子須陀琴經の訓點においては、ア行とヤ行の「エ」の區別はされていない。従って、その加點時期は、平安中期天曆(九四一—九五六)以降と見らるゝが隱當であらう。

2、ア行の「オ」とワ行の「ヲ」

この訓點には、ア行の「オ」とワ行の「ヲ」との使用

例が多いが、古用に對して一例の亂れもなく、正しく使

い分けられている。

「オ」 發狂 (320) 着 (405) 送 (247) 橋樂 (128)

推 (163) 疾 (132) 感 (246) 追逐 (78)

遠去 (315) 逐 (49) 逐 (120) 逐 (246)

逐耳 (111) 促將 (362) 以 (73) 惟念 (110)

命 (171) 奈 (230) (夫の音便) 踈踈 (220)

踈踈 (317) 坐 (110) 折傷 (111) 拘閉也

(15) 拘閉使不 (49) 踣 (307) 捨 (162)

のようである。最後の例は、

太子即捨車以馬與之 (162)

と用いられている。意味は「轅を折る」と意と見られる。

ア行の「オ」とワ行の「ヲ」との假名遣については、

古用を亂した例が、平安初期と平安中期との訓點資料の

中から極く少數指摘されているが、誤用が一般的となる

のは長保四年(一〇〇二)の法華義疏朱點以降とされる。

太子須陀摩經の訓點が正しく區別されていることは、こ

の假名遣から見ると、その加點時期が長保より前と考え

られる。

3. ワ行の「キ」と「エ」の假名遣

ワ行の「キ」と「エ」共に、その假名遣は古用に適って

いる。

「キ」 自於轅中 (163)

太子獨處深山 (251)

「エ」 入坐 (267) 着 (267) 折以 (83)

四遠 (116) (字音の例)

「エ」と「ハ」と誤った早い例は、津祐加點の法華經玄

贊卷第三平安中期點の「椽」が知られ、法華義疏長保四

年點の「開」に「連季」以降はその例が引續き拾われ

る。太子須陀摩經の訓點が正しく使用していることは、

この假名遣から見ても、その加點時期を長保より前と見

ることに矛盾しない。

4. ハ行轉時音

ハ行轉時音と見られる例が、

剛 (148) 健 (123) 貴 (364) 貴 (381) 幸 (322)

の五例認められる。しかし、他の多くの例は、左のよう

にハ行の表記を保っている。(讀添えの「たまはし」の

ふし「いへとも」は掲げない)

〔八〕乘 (415) 相發 (58 264) 說 (260) 妄不 (63)

大 (74) 言 (48 56 167 199 261 266 340 368) 欲不 (240)

欲者 (240 331) 精 (318) 加 (132) 健 (41)

乞乃 (65) 殘 (48) 矣 (48) 與 (40) 遣

(261) 遣 (101) 流開 (61) 徹 (61) 煩

不 (114) 曹輩 (231)

〔九〕相 (50 以下十九例) 思見令 (37) 遣 (286)

字 (327 328) 言 (330 331 333) 謂 (106) 奪取 (361)

追逐 (78) 遣去 (315) 追時 (262) 負 (172)

逐 (99) 促將 (362) 乞乃 (65) 請留 (115)

乞 (140 368) 乞 (416) 違戾不 (108) 失 (69)

違 (72) 狹者 (363) 了 (171) 會 (134) 術

責 (362) 該責所 (374) 街責 (363) 迷荒令

323 噉說 (228)

〔七〕與 (44 46) 與 (282) 逢 (227) 洗 (222) 曰

(86) 曰 (260) 言 (51 260) 言所 (63) 逐

耳 (111) 以 (73) 念 (251 292) 欲 (38 40 65 207)

227 230 251 253 259 270 281) 欲 (67) 欲乎 (198) 欲者

(45) 欲者 (45 46) 欲 (59) 欲 (116 188)

欲 (261) 食 (216) 乞 (162 165) 乞 (237)

假名遣

素 (351) 梭與 (76) 隨 (247 332) 開 (50)

撲 (218) 撲 (411) 辨 (317) 問 (260) 問

368) 食 (218) 養可 (412)

〔六〕丐 (318) 丐 (40) 與不 (141) 與 (36) 雇

(311) 相與 (273 317) 值 (286) 遣 (211) 責

更 (362) 慈愛 (80) 慈毒 (321) 憂苦 (21)

嘔吐 (420) 欲 (291) 欲 (293) 應不 (316)

乞 (275) 隨 (117) 迷不 (47) 迷不 (61 140)

迷不 (71 105) 迷不 (331) 迷不 (339) 能

不 (41) 拘閉 (45) 拘閉使不 (44) 魁 (40)

〔五〕念 (385) 思 (404) 尋 (402) 去遠 (310)

ハ行轉呼音の例は、法華義疏長保四年點の「類」

妍」を始めとしてこれ以降には引續き見られるが、平

安中期以前にも「ウルワシ」など個別的には存在してい

る。太子須陀摩綬の先掲五例の存在は、この訛點が、平

安中期末で長保に近い頃の加點と考えしめる。

5. 「ウスクマル」の假名遣

隣 (307)

「ウスクマリ」の假名を附した例が一例ある。「ズ」で

あつて「ヅ」ではない。この假名遣は「疑問假名遣」に

おいて「ツ」とされて以来、「ズ」か「ヅ」か不定であつたが、平安初期中期の訓點の用例によつて「ズ」に確定した。本訓點の例もそれに加わるものである。

以上の假名遣を総合するに、太子須陀摩經の加點時期は、平安中期末、長保年間に近い頃と見られる。これは、假名字體からも同時期の加點と考へた所に通するものである。

### 五、和訓の施點方式

太子須陀摩經の白點は、極めて詳密な假名とラコト點が施されている。しかもその方式には顯著な傾向が認められる。即ち、

- a. 漢字の訓に對して、その全音節を施す。
- b. 漢字の訓に對して、その一部分を施す。
- c. 漢字に全く訓を施さない。

の三様がある。例へば、

御故速來欲得我男女(273)

の「御」は各漢字にその訓の全音節を施してあり(ハ)、  
「欲」は「オモフ」の活用語尾の最後の音節を施したものであり(ヘ)、  
「速」「來」「得」は全く訓

を施さないものである(ヒ)。今、第一音節がア行に屬する語の例をa b cに分けて掲げる。

- a. 吟(225) 列(145) 穠(210) 嚶嚶(217) 調(228) 巧(318) 中(312) 中(107) 中(312) 當(92) 雇(391) 杖(151) 粟(415) 天(63) 蹇(225) 不(166) 大(89) 念(317) 志(388) 太(123) 太(110) 大(236) 作(195) 作(284) 感(324) 感(307) 檢(391) 促(111) 詣(117) 參(192) 生(215) 起(120) 發(281) 發(410) 何(201) 詭(260) 妄(63) 發(102) 大(131) 大(266) 爲(316) 爲(244) 殿(178) 法(241) 通(188) 在(244) 坐(235) 來(281) 爲(381) 入(267) 索(371) 得(107) 得(111) 得(353) 得(51) 去(119) 減(182) 中(65) 趨(362) 伸(258) 趨(300) 空(123) 隙(307) 從(236) 徒(108) 從(171) 藥(132) 膿(362) 空(110) 下(303) 黃(332) 漆(224) 慈(321) 發(320) 著(405) 送(217) 橋(128) 推(163) 疾(132) 追(178)

遣去 (395) 逐 (49) 逐 (111) 促將 (362) 以 (73) 惟念 (70)

b. (1) 最後の二音節又は活用語の語尾を施す。

明 (385) 悲 (315) 悲 (317) 與 (141) 與 (340)  
 與 (454) 與 (282) 當 (4393) 熱 (131) 集 (48) 望 (345) 相 (293他) 値 (286) 逢 (227) 遭 (286) 遭 (291) 仰呼 (301) 育 (378) 敢 (48) 108 112 114 391 310 甘 (129) 甘 (190) 192 146 普 (115) 步行 (172) 歩挽 (163) 羸 (347) 非 (180) 非也 (180) 非 (277) 349 337 洗 (222) 在 (219) 309 在 (46) 48 在 (316) 有 (104) 116 138 140 有未 (143) 有 (188) 有 (286) 有 (132) 165 有 (166) 有 (171) 176 219 271 419 414 有 (270) 有 (318) 有 (乎) (345) 有 (117) 有 (122) 青 (225) 痛 (266) 至 (371) 致 (127) 致 (124) 出 (49) 出 (221) 382 至 (366) 至 (272) 344 至 (313) 321 何 (38) 233 238 出入 (214) 出入 (212) 出 (110) 言 (48) 56 167 144 261 266 340 368 言 (63) 雖 (202) 253 今 (71) 如今 (64) 乃 (90) 115 310 整 (131) 入 (375) 入 (173) 入者 (42) 入 (42) 入 (4)

和訓の施點方式

193 受 (421) 動 (349) 奪取 (361) 美 (149) 美 (190) 192 敬 (151) 怨 (389) 責 (362) 憂 (291) 起 (317) 置 (40) 着 (236) 發 (127) 墮 (296) 畏不 (389) 隨 (220) 驚怖 (80) 驚 (81) 追呼 (262) 負 (172) 嘔吐 (420) 大 (57) 80 87 94 95 127 131 171 223 251 264 343 358 374 387 396

衆 (191) 凡 (211) 念 (259) 292 欲不 (240) 欲者 (240) 331 欲 (38) 40 65 207 227 230 251 293 299 270 281 欲 (67) 欲乎 (198) 欲者 (45) 45 46 欲 (59) 欲 (116) 188 欲 (261) 欲 (259) 欲 (213) 念 (385) 思 (104) 及未 (379) 及所 (357) (四) 語頭又は語頭とそれに續く音を省記する。 何 (390) 愁憂 (80) 恐 (307) 恐 (85) 恣 (128) (八) 語中・語尾の音節の一部を省記する。 抱 (378) 轉 (169) (二) 活用語の語尾を省記する。 滲 (342) 恚 (124) 246 恚 (408) 感激 (324) 奈 何 (213)

c. 足 脚 朝 怨 歎 直 聞 過 池 石 市 泉

家 牛 疑 内 上 根 鬼 各 自 面 など。

漢字の訓に對してその全音節を施す、とて漢字に全く訓を施さない、とは、かなり顯著な對立を示し、それぞれに漢字又は語を別にするか、或いは同一漢字でも、初出はらであるが、再出からはじであるという傾向がある。次にこの場合、(イ)はじの漢字と同一字同訓が多いのじと同類と見ることが出来る。(ロ)もこれに準ずる。(ハ)と(ニ)とは例が少く、カ行以下でも左の諸例である。

(イ)語中・語尾の音節の一部を省記する(カ行以下)。

肯不(285) 校(178) 便(334) 促(102) 適(150)

作(211) 與(303) 共(137) 豊(45)

葉(244) 苦(122) 者(137他) 大(150) 白不(103)

至(145) 詣(114) 詣(118) 亂不(141)

亂(333) 自(56他) 所(114) 者(43他)

(ニ)活用語の語尾を省記する(カ行以下)。

埤(382) 喜(60) 識(334) 絶(228) 要(330)

載(161) 須(182 108) 以(333) 呼(374) 何(158)

因(58 87) 涉(54) 捨(162)

(イ)はらの漢字群に準ずる。(ニ)は促音便又は撥音便の無表記と見ることが出来る。

さすれば、太子須陀摩經の和訓の施訓方法は、大きく次の二類に分かれることになる。

甲類——漢字の訓に對して、その全音節を施すか又は

語中・語尾の音節の一部を省記するもの。

乙類——漢字に全く訓を施さないか、最後の音節又

は活用語の語尾を施す(これに準ずる)もの。

乙類は、漢字とその訓とが日常常用のものであって、筆者の「訓漢字」に違ふものと見られる。これに對して甲類は、漢字とその訓とが主に訓漢字の枠外にあると考えられるものである。

このような施訓の方式は、平安中期の訓點資料において他にも認められた。石山寺藏沙彌十戒威儀經平安中期角筆點・石山寺藏求聞持法應和二年頃角筆點、興聖禪寺藏大唐西域記平安中期點である。従つて、この施訓の方式は、當時において或る擴がりを持つものであつたことが知られる。

以上の事柄に關連して、次の二つの事實が指摘せられる。この二つの事實の指摘は、松本光隆氏の發表に基き一部筆者の補訂したものである。

〔一〕太子須陀摩經白點において、同一漢字に二訓又は三訓



一方り類にしかなくて他り類の用例がないものもあるが、甲類と乙類との間に附訓のよみ區別の意識されてい  
たことが知られる。

〔二〕太子須陀摩經白點において、同訓の漢字が二字又は三字以上ある場合には、全音節を附訓するなどした甲類と、無訓又は最後の一音節などを施した乙類とは截然と區別  
されている。

- 「甲類」
- 「アゲ」 稀アゲ
  - 「アタフ」 巧アタフ
  - 「アタル」 中アタル
  - 「アラズ」 不アラズ
  - 「イタス」 作イタス
  - 「イタル」 促・指・参イタル
  - 「イツ」 生・起・發イツ
  - 「イマシ」 適イマシ
  - 「イマス」 在・來イマス
  - 「ウ」 索ウ
  - 「ウス」 去・滅ウス
  - 「ウダク」 抱ウダク

- 「乙類」
- 擧・翹
  - 與・與
  - 當（「當」一例あり）
  - 非・非
  - 至・至・致
  - 至・到
  - 出
  - 乃（「生」一例あり）
  - 得（「得」「得」もあり）
  - 懷

- 「ウチ」 中ウチ
- 「ウツ」 神・獨ウツ
- 「オドロク」 感オドロク
- 「オホシ」
- 「オモ乙」 以オモ乙
- 「カナス」 會カナス
- 「カヘル」 復・還カヘル
- 「キミ」 爾キミ
- 「コタフ」 應コタフ
- 「コノム」 喜コノム
- 「コフ」 巧・赤・請留コフ
- 「シル」 識シル
- 「スマヤカニ」 促スマヤカニ
- 「ソコフ」 殘ソコフ
- 「ソク」 滲ソク
- 「タフトシ」 貴タフトシ
- 「ツク」 附ツク
- 「ツク」 燭ツク
- 「ツビニ」 了・會ツビニ
- 「下シ」 發下シ

- 内
- 驚・驚
- 多・衆
- 念・飲
- 必
- 歸・歸
- 卿（「卿」一例あり）
- 荅
- 好・好
- 乞（「乞」一例あり）
- 知・知
- 速
- 傷
- 滌
- 尊
- 就
- 盡・盡
- 終・途
- 疾・促

「エエ」	所以	「エニス」	可・除・預	「エク」	去	「ムシ」	蝨	「ムカフ」	進	「ムカフ」	趣	「ミル」	面・視・觀	「マク」	且・或	「ヒトリ」	待	「ハルカニ」	逐・逡	「ハヤシ」	疾・便・便速	「ハナハダ」	大	「フル」	戰	「クマク」	言	「ナカニ」	爲・作・成	「ナル」	爲・作・成	「ナカニ」	爲・作・成	「トル」	採	「トマル」	住・止	「甲類」
------	----	-------	-------	------	---	------	---	-------	---	-------	---	------	-------	------	-----	-------	---	--------	-----	-------	--------	--------	---	------	---	-------	---	-------	-------	------	-------	-------	-------	------	---	-------	-----	------

故	許・聽	行	行へ「行」もあり・住・適	蝨	迎・迎	向	見	又・及・亦・復・復	獨	遙	早	甚・甚	乘	曰	願	汝	取・取へ「取」一例あり	留	「乙類」
---	-----	---	--------------	---	-----	---	---	-----------	---	---	---	-----	---	---	---	---	-------------	---	------

「ヨシ」	可・善	「ヨル」	坐・從	「ワトル」	涉	「ワレ」	爾	「ラシヘ」	命	「ラリ」	坐
------	-----	------	-----	-------	---	------	---	-------	---	------	---

居 教 我 度 因 好

甲類と乙類との間に附訓の上で區別の意識されていたことが、このことから知られる。  
 以上の施訓方式をもとにして、以下に太子須陀摩經白點の音讀・文法・語詞・訓讀法について述べる。

六、音韻

一、國語音  
 國語音と漢字音とに分けて、時代的な性格に觸れる。

先掲の假名遣の項で述べた諸事象が、國語音の變化を反映するものとすれば、本訓點においては、ア行のeとヤ行のyeとの區別はなく、同音となっているが、ア行のieoとワ行のwiwe woとは別音として區別されており、又、ハ行轉呼が特定の語に始まっていたことになる。

次に、音便が、イ音便・ウ音便・撥音便・促音便のい

すれも用いられている。

「イ音便」

著 (105) 裝被 (114) 持 (54) 啼 ( )

231) 歩挽而 (163) 愕然 (83)

「ウ音便」

法 (210) 與 (86) 四百歲 (200)

飢渴 (266) 「贖」 (372)

「撥音便」

知者 (78) 爲 (200) 奈何 (243) 有 ( )

(236) 有 (49) 著 (236) 著 (236)

「m」

毒 (322) 惟 (70)

「促音便」

力 (44) 恚 (408) 埤 (322) 還 (188)

住 (111) 累嗣 (77) 行 (362) 捨 ( )

162) 逐 (246) 追逐 (78) 言 (360) 知ろ

不 (263) 奈 (230) 「ヲヒト」の

音便)

イ音便はカ行四段活用動詞の連用形が「て」「た」に「い」に積いた例だけであり、サ行四段活用動詞の例は拾われ  
ない。撥音便には九音の場合の他、「クルシシテ」「オ  
モミルに」が音便になつたm音の場合もあるが、共に  
零表記である。「て」「た」がラコト點である例の、「怒激」  
(324)、「喜」(60)、「呼」(374)も語尾の省記でな

く音便の零表記とすれば、類例となる。r音と音価が同  
一であつたかどうかは詳かでない。共に表記しなかつた  
だけとも考えられるからである。

促音便のうち、aはラ行に基くものであるが、bはハ  
行四段活用動詞の連用形が助詞「て」に積いたものであ  
る。ハ行四段活用動詞の連用形が「て」に積いて生じた  
音便には、ウ音便の「法」もあり、一方「遭ひて」(286)  
のように音便にならなない場合もある。この零表記された  
音便の音価を推定することは難しいが、石山寺藏沙彌十  
戒威儀經平字中期筆點の「濟」(77)、「呼」に倣すれば、  
「つ」(77)のように一り脱落による唇音的促音と考える  
ことが出来るかも知れない。「奈」も類例と見られる。

語頭のm音の前に「ウ」を表した、  
空 (110)

がある。一方、「馬」(162)と省記されたと見られる例  
や、「ム」で表記した「蠕動」(186)、「ウ」で表記し  
た「類」(182)、「抱」(378)もある。

その他、母音oがiに交替した、  
澆灌 (186)

や、母音iがoに交替した、

鹿 (311)

ヤ、母音iの脱落した、

礫石 (132)

もある。

## 二、漢字音

漢字音は、主に假名で表され、稀にラコト點又は類音の漢字で表されるが、和訓に比べて、その量は遙かに少く、次の諸例に過ぎない。

1 假名で表した例

阿母 (317) 閱頭禮 (41) 鷹雁 (140) 愕然 (121)

降呼 (218) 禁止 (45) 禁止 (49) 麴琴延 (435)

虎狼 (127) 市里 (176) 辭謝 (159) 數千萬 (156)

四遠 (116) 湯火 (317) 天下 (23) 辱 (130) 鞞

多衛 (327) 猛狩 (127) 面狼 (318) 老公 (229)

史臣 (125) 史氏 (156)

2 ラコト點で表した例

四遠 (157) 妃 (121) 列離 (288)

3 類音の漢字で表した例

城郭 (176)

これらの語は、韻尾を持つもの、拗音、轉訛音、和訓に

音讀

對して字音で讀むことを示すものなどである。

韻尾を持つものは左のようである。

「n」 鷹雁 麴琴延 四遠 史臣

「m」 禁止 禁止

「ng」 虎狼 湯火 老公

これは零表記されるのが普通である。「史臣」は「傍臣史民」を上り臣に引かれて誤ったものであり、「ミム」の假名は正用の「民」に對して附したものであろう。「ム」は當時一般にはm韻尾を表すのに用いている。「臣」も「民」もれ韻尾であるからこれを「ム」で表すのは、當時の一般の表記から見ると誤用となる。一方、mは零表記と「イ」表記である。「イ」は平安初期點本等では韻尾を表すのに用いられたから、「禁」に「キイ」とするのも誤用となる。このようなられ韻尾にもm韻尾にも誤用があり、共に零表記であることは、この白點の加點者にはれ韻尾とm韻尾とを同音と意識していたのかも知れない。國語音において撥音便のmもれも共に零表記であったことに見合せられる。

記である。

尙、舌内入聲音も、「列離」「閱頭禮」のように零表記である。

拗音は二例で、合拗音を「城郭」と類音字で表し、開拗音は「鮮」のように直音表記している。この點は、平安時代の和文の表記に通ずる。

轉訛音としては、一音節を長音化したものがある。

市里 辨多衛

共にイ段音の場合である。尙、未點にも「翡翠」(ハ190)が一例ある。

「辨呼」は、「呼」の字音としては適わしくない。「辨泣」などの誤解によるものであろう。「辨呼」は41行では「辨呼」と和訓に讀んでいる。

### 七、文法

文法においては、代名詞と動詞、副詞、助動詞、助詞の中から、問題となるものを中心に觸れる。

#### 1 代名詞

代名詞のうち、人稱代名詞は、

第一人稱

我が 我爾

第二人稱

汝子 卿爾

不定稱

誰

が用いられている。このうち、「爾」は、

太子即心念言「爾去者水當澆灌 殺諸人民及諸  
飛蝶」(186)

と用いられ、「爾」は、

太子言「卿故遠來欲得我男女奈何不相與」(273)

道人言「太子功德乃爾今得摩訶衍不久也」(207)

と用いられている。指示代名詞は、

近稱 此・是之・此・是・斯 此

中稱 其・爾 其

不定稱 何何 爲何 何

が用いられている。このうち「イドコ」は次の二例がある。

問守門者「太子須陀婆今爲何在」(244)

問太子「兩兒爲何在」(316)

二例とも會話文の中にある。「イドコ」の音轉訛する前の格形の「イツコ」の例はこの訓點本には見られない。

2 動詞

動詞の活用では、次の諸格が注目せられる。

「アギトク」

百鳥嘍嘍相和 悲鳴。(217)

「アキトキ」の「キ」の假名字體は、「木」であつて「アキトキ」の第二音節の「キ」の字體と同じであるから、「アキトキ」の訓みは間違いない。「嘍嘍」は鳥の鳴ま合う意であるから、和訓「アキトク」もその意を表したものと見られる。「アキトク」の訓は觀智院本類聚名義抄・色葉字類抄にも竹載されてない。訓點資料にも見難い。これに對して「アキトフ」は左の兩古辭書や訓點資料に使用例を見る。幼思などが類をばくばく動かして片言などという意である。この「アキトフ」の語源については、「類(アキト)」を活用させたとも、「類(アキ)問フ」からともいわれるが、「アキトク」の語も存したことからすれば、「類(アキト)」に「ふ」が附いたものが「アキトフ」であり、「く」の附いたものが「アキトク」ではあるまいか。

「ミダル」

「汝若不順我言即亂我善心不可順去」(141)

「而反亂我善心也」(333)

自動詞の「みだる」(下ニ段活用)に對する他動詞は、

文法

後にはミダスを用いるが、訓點資料では、平安初期以來、ミダル(四段活用)が見られる。この訓點でも、四段活用である。

「シノブ・マナブ」(上ニ段)

汝は扶く橋り樂(シ)ハフ。何ぞ能く是(ハラ)忍(シ)

む。(128)

是(ノ)山の中に亦道を學(フ)る者有(リ)。(193)

「忍ぶ」「學ぶ」共に上ニ段活用であり、古形を保つて

漢語にサ行變格活用の「す」が附いた、漢語サ變動詞には左の諸語がある。(ハサ變動詞の表記されたものを取上げる)

愛惜する(166) 愛する(270) 相娛樂して(344他

一例) 相食噉する(216) 相收伐する(ニ)(50)

相勞問せよ(422) 相遠離すること(194) 愛吝す

るに(291) 要願すること(71) 要せし(105他一

例) 飲食する(393他一例) 號呼(キ)シ(298) 禁止

して(111他一例) 議すること(96) 行せし(130)

求索する(405他三例) 歡喜す(119他八例) 化し

て(176 307) 計せむ(201他一例) 飢渴す(175他一

例) 現せ(360) 乞丐する(138他一例) 慙愧せ

(100) 讚嘆し(343) 食す(45他四例) 食噉す

る(310) 辭謝す(262他一例) 辭別すること(147)

生して(215他一例) 請して(267) 索余する(47)

思惟す(47) 愁憂すること(248) 呪願

す(76) 住せ(30) 盡すること(113)

震動す(284) 消滅せむと(216) 施せ(124)

啼泣し(277) 啼哭し(277) 値遇すること(288)

珍する(381) 度す(289) 念言す(47) (185, 246)

飽満すること(365) 悲哀す(367他一例) 被服す

る(393) 服すること(393) 布施す(85他十九例)

別離す(288) 來至せむと(188) 應して(44) (138)

連戻せ(113) 宛轉し(410)

次に、動詞「問ふ」が格助詞を取る時、問われる人は直接各語と「ア」を取って「某ヲ問フ」とするのだが、奈良時代や平安初期訓點資料の用法である。しかしこの太子須陀摩經の訓點では、後世と同じ「某ニ問フ」が多い。一の大匠(ハ)呼(ヒ)て「而」之に問(ク)て曰(ク)く(87) 王太子に問(ヒ)たまはく(101) 「道人に問(ク)て(111, 203) 他 206, 244, 257, 260, 368, 393 も「ニ問フ」で

ある。しかし「某ヲ問フ」も一例、

我(モ)亦卿を問(フ)應(ヒ)シ(369)

とある。析舊の用法の過渡的状況の中で、左用の残ったものであろう。

3 副詞

副詞については、證據として、所謂和文系の言語作品に主として用いられ、平安後半期の固定化した漢文訓讀語としては殆ど用いられない語が、この太子須陀摩經白點には、比較的多く見られる。

「イト」

「イト」は次の四例がある。

太子の言(ク)「諾(ナ)フ」こと大善(シ)シ(14)

寒(ケ)れは則(チ)大に寒(ク)熱(ケ)れは則(チ)大熱(シ)シ(131)

太子の言(ク)「汝能く爾ら者大善(シ)シ」と(143)

婆羅門の言(ク)「我は遠方從來れば身(ハ)擧(ケ)て皆痛(シ)又大飢渴(ヘ)シ」た(レ)トマウス(266)

このうち、三例は會話文の中で用いられている。「イト」の類義語の「ハナハダ」も第一例の他に用いられている。「ハナハダ」が訓讀語であるのに対して「イト」は和文

語とされるが、平安初期・中期の訓讀などには散見する副詞である。

「イタク」

「イタク」は形容詞の連用形であるが、この古態では、連用修飾語として副詞様に用いられている。三例がいずれも「甚し」の意である。

太子報へへて言く「我は布施へテ用て木劇ク國の藏を空虚シ健キ白象へテ以へテ」怨家に与へヒ

與へへタレハ「我を逐へヒ」たまふなり」(123)

王の言く「汝正へシ」く笑ルときは布施を木劇ク

シテ我が國の藏を空シクナシ我が故を却クル」之

寶をも失へヒ」フ。；汝を懸へサ」不」也」。(110)

帝の言く「我帝に聞く。太子須大努といふ(ヘヒト)坐

シテ布施木劇クするが故に父の王に從サレテ檀持山

の中に著カレタナリ。；」(236)

これに對して肉體的苦痛の意は、形容詞「痛し」(266)で表される。

この用法の「イタク」について、築島裕博士は、「イタクシ」は和文では「甚し」の意に用ゐた例が多い。殊に連用形の「イタク」及びその音便形の「イタク」は「

甚だ」の意に用ゐた例が多い。訓點では、「イタクシ」は大抵は苦痛の意に用ゐるので、次のやうに「甚だ」「甚だしく」の意の用例は稀である」として、法華經山家本裏書・前田本總釋記院政期點・吾徒投身施餓虎經院政期點を擧げておられる。平安中期の訓點に用いられた例として注目せられる。

「カ、ル」

「カ、ル」は副詞「カク」に「有リ」の附いて生じた連體用法であるがこゝで取上げる。その附訓例が三例ある。

汝を出へシ」て言く「我教婆羅門へテ見へル」に

曾タニモ是ル輩をば見未」(276)

父に謂へヒ」て言く。「我へカ」宿り命に何の罪か

有てけむ。今復遣ひて此ルことへニ」値へる。(略)

世世に復是ルことへニ」値遇すること莫クしめ(ハム)

と。(288)

「カク」「カ、ル」は、日本書紀古訓について「訓讀に見えず、和文のみに見える語彙」の中に取上げられたもので、「一般の點本では「カクノゴトク」「カクノゴトヤ」を用ゐる」とされたものである。しかし平安初期訓

點資料では、東大寺諷誦文稿の「是カ、ル」など見られる。變體漢文資料ではなく、平安中期の訓點資料にも用いられたことが分る。

「シバシ」

「しばらく」の意の副詞「シバシ」が二例用いられている。

太子通シトシ（テ山の中に宿ヘリ）たまふときには空シソラ

カシ池には皆泉の水生ウミツツ（214）

其ソノノノ聲コエに語カタルヘリヘリて言イハヘク。我通シ水ミヅヘラ

取トルヘリヘリて年少ワカハの曹輩ソウバイ共に形カタタカヘテ我ワガヘラヘラ調アツ

リ吹フクふ。（231）

一例は會話文の中にある。「シバシ」は、訓讀語「シバシ」に對する和文語として訓讀には用いない語とされる。<sup>(21)</sup>

「ナゼニ」

理由を問う副詞の「ナゼニ」が三例ある。

太子ミコヘヘ言イハヘク。「何ナニ爲ナシニ取トルヘラ」不シ、豈ナニ惡クニヘシ

キコト有アルるか「予オノ」と。（345）

嘗オシヘリヘリて言イハク「我汝オノミコの腹ハラを射ヤム」と欲ホシふ太子ミコヘ

ララ問トヘヒヒたままつらむト欲ホシヘルハ爲ナリニソソ。

（231）

婆羅門バラモンの言イハヘク。「我オノは自オノヘラ」乞コトひ得エて用ユヘナナるなぞ。我オノに問トふは爲ナリニソソ。（368）

三例ともに會話文の中で用いている。後者の二例は、文末の「ゾ」が附いた用法である。「ナゼニ」は、宇津保物語・樓の上下に「ナゼニ」もなし。なせに内侍かんのどの、そのかぎりひきつくしたまへらん、……（尊經閣文庫藏本（古典文庫本））があるが、多くは室町時代以降の例が知られ口語的色合の感ぜられた語であり、漢文訓讀の用語としては殆ど見難いものであった。しかし太子須陀摩經白點の三例により、平安時代に確かに用いられていたことが分り、宇津保物語の用例も當時の語とそのまゝ傳えていることが知られる。太子須陀摩經白點も宇津保物語も會話文に用いられている所によると、當時の日常口頭語であつたかも知れない。そのために、一般の訓點には用いられなかつたものであろう。

「ハヤ」

副詞「ハヤ」が一例ある。

掃ハ言イハヘク。「便オシ去イキ資糧シヨウ有アルヘル」と元ハジメヘシシ

トイハハ（241）

會話文の中に用いられている。「ハヤレ」は和文語として、同義語の「スミヤカニ」が訓讀資料に用いられるのに對立するとされる。<sup>(12)</sup> この一般の和文に用いられる「ハヤレ」がこの訓點には使われていないのである。

#### 4 助動詞

助動詞についても、所謂和文系の言語作品に主として用いられ、固定化した漢文訓讀語としては殆ど用いられない。傳聞推定の「ナリ」、推量の「ケム」、「ラム」及び「ケリ」が、この太子須陀摩經白點には用いられていることが注目せられる。

#### 「ナリ」(傳聞推定)

傳聞推定の「ナリ」が四(乃至五)例用いられている。

傳の言く「我帝に聞く。太子須陀摩トイフヘヒト」坐

シテ布施イ劇クするが故に父の王に從サレテ檀持山

の中に看カレタナリ。(一の男一の女有ナリ。往ヘキ)

て乞ふモノナラハ「之」可シテム。(236 236)

共に集まて議ヘリ。て言く。「葉波國の王運華の上

より行ク白象の須陀延と名くる有ナリ。多ヘク)の

カアテ健ク毎に「與」諸國と闘フに共に相攻伐する

(ニ)此ヘノ)象常に勝ツナリ。誰ヘカ)能く往ヘ

キ)て乞(ハ)む者。(49)

四例ともに會話文の中に用いられている。236行の三例は同一の會話文の中にあり、しかもその會話の第一文の中に「我帝に聞く」と聴覺に關する語があり、和文における傳聞推定の「ナリ」の用法に通ずる。「アナリ」、「タナリ」は、ラ行變格活用又はラ變型活用の助動詞「タリ」の語尾が音便となりそれが零表記されていて、この點でも平安時代の和文における用法に通じている。49行の「有ナリ」が傳聞推定であるならば、この同じ會話文の最後から二番の一文の文末の「勝ツナリ」の「ナリ」も傳聞推定の「ナリ」と見ることにも出来る。この種の例は、他の箇所にも存するようである。

この訓點における傳聞推定の助動詞「ナリ」については、既に、拙稿「漢文訓讀體」(昭和五十二年九月)、石山寺藏の平安中期古點本とその訓讀語について(昭和五十六年二月)において指摘した所であつて、漢文訓讀の用例としては極めて珍しいものである。しかし、後世の固定した訓法の中に「聞道」<sup>ウチタク</sup>、「聞ク」<sup>ウチク</sup>があり、これが傳聞推定の助動詞「ナリ」が化石的に傳えられたものであるならば、訓讀が固定化する前に、傳聞

推定の「ナリ」が訓讀の世界に使われていたとしても不思議ではないであろう。(14)

「ケム」

過去推量の助動詞「ケム」が一例ある。

父に謂へ(ヒ)て言く、<sup>オモシ</sup>「我(ハカ)宿の命に何の罪か有(レ)けむ。今復遣ひて比ルこと(ハニ)値へ(レ)。」(286)

會話文の中で用いている。「ケム」は平安初期の訓點資料では、西大寺本金光明最勝王經古點に五例、東大寺諷誦文稿に二例があることが知られるが、平安後半期以降の訓讀では殆ど用いられないものである。

「ラム」

現在推量の助動詞「ラム」が一例ある。

皆竊に議(ヘリ)て言く、<sup>オモシ</sup>「太子は善人な(レ)。是(コト)國之神とシツルモノヲ父母何ぞ能く是の珍寶之子を逐(ヘ)ヒたまふらむ」と。(158)

會話文中にあり、同一文中には接續助詞「モノヲ」も用いられている。「ラム」も平安初期の訓點資料では、小川本願經四分律古點、山田本妙法蓮華經方便品古點、西大寺本金光明最勝王經古點、地藏十輪經元慶七年點から

終止形と連體形の例、十二例程が拾われるが、平安後半期以降の訓讀では殆ど用いられないものである。この太子須陀摩經古點の例も連體形の用法である。

「ケリ」

助動詞「ケリ」が四例用いられている。

諸(ハノ)臣皆往(ヘキ)て王に白(マ)す、<sup>オモシ</sup>「太子國の中の敵(ハラ)却くる「之」實の象を以(ヘテ)怨家に布施(ヘシ)てけり」と。(82)

「實に相知ら(コト)ケリ」トイテ其(ハノ)處を指(サ)示す。(263 263)

天王釋(ハノ)言(ハク)、「太子善(ヘキ)な(レ)。(略)

壽命(ハラ)延(ハ)んて我能(ヘク)相與(ケ)けり」と。(357)

四例とも會話文の中で用いられている。「ケリ」は平安初期の訓點には少からず用いられている。例えば西大寺本金光明最勝王經古點には二十八例が数えられる。平安後半期の訓讀では用いられることの少くなる助動詞である。この太子須陀摩經白點では、「ケリ」を表す時刻は、第一例が過去であり、第二例以下は現在である。

5 助詞

助詞の中からは、平安後半期に固定化した訓讀語には、

用いられることの少い、接續助詞「モノヲ」、副助詞の「シ」スラ「ガニ」、開投助詞「ヤ」を取上げる。

「モノヲ」

逆持の接續助詞「モノヲ」が次のように用いられる。

皆獨に講(ハリ)て言(こと)く「太子は善人なり。是國之神

とシツルモノヲ父母何ぞ能く是の珍寶之子を逐(ヒ)

たまふらむ」と。(157)

會後文の中に用いられ、同一文の中に助動詞「らむ」も用いられていることは前述の通りである。

「モノヲ」は上代から用いられ、平安初期の訓點資料でも同じ意味用法で諸訓點資料にわたって使われている。

春日政治博士も「決して漢文などに引かれた表現ではな

いことだけは知るべきである」と説かれている。とり逆

接表現の「モノヲ」は接續助詞の「ヲ」「ニ」と共に、平安後半期の訓讀では、「ども」に吸収されて殆ど用い

られなくなりますが、この太子須陀摩經では未だ用いられて

いるのである。

副助詞「シ」は、五例が次のように使われている。

太子の布施を好み喜(ヒ)て案案する所とし人の意

文法

に逆(ハ)不といふこと任(を)は開(キ)て即(チ)諸  
の臣(ト)「及」衆の道士(ト)會(メ)しむ(ハ)

道士八人(ハ)言(こと)く「我太子の好(ク)布施(ハラ)喜(ヒ)

て案案(ハ)スる所とし任(を)は人の意に逆(ハ)不(ハ)

(60)

太子即(チ)自(ミ)自(ミ)惟(オ)念(ヒ)ミルに「我前に案願(ス)

ること有(リ)まき。布施する所とし任(を)は人の意に

逆(ハ)不(ハ)と。(71)

自(ラ)説(キ)て言(こと)く「常に太子の布施を好(ク)喜

(ヒ)て案案する所とし任(を)は人の意に逆(ハ)

不といふこと(ハラ)開(ク)か故に此に來(リ)到(ル)

り。(338)

我前(ハ)時(ニ)「與」計(オ)と安(ヘ)りて「我か妻と

爲(ル)ト欲(ハ)は者當(ハ)に我か意に隨(ヒ)て布施す

る所し任(を)は人の心に逆(ハ)不(ハ)と言(こと)ひ(キ)

(331)

五例のうち、四例が會話文の中で用いられている。五例

とも「所とし」をば「所し」をば」という類型的な表

現の中に使われており、「し」は「の」呼應を保っている。

副助詞「シ」は、平安初期の訓點資料には比較的多くの使用例が見られ、しかもその用法が「シシシ」に偏る以前の狀態を示しており、萬葉集など上代に見られた終止形で結ぶ用法もある。特に加點年時の古い訓點資料にはこの終止形で結ぶ用法が優勢であり、後に次第に「シシシ」に偏るといふ用法の推移が窺われる。平安中期の和文でも、「シシシ」として十條助詞の兩用法から「シシシ」の一用法に次第に偏って行く様相を見取ることが出来る。この太子須陀摩經白點の用法は、平安中期の「シシシ」に偏った用法に通じている。平安後中期の訓讀では、この添意助詞は單獨では用いられなくなり、副詞「猶し」「但し」「乃し」の複合語の構成要素となつて傳ゆるに過ぎない。

「スラ」

副助詞「スラ」が次の二例用いられている。  
 樹木之間には依<sup>よ</sup>止<sup>と</sup>まる可<sup>よ</sup>ヘカラ<sup>ス</sup>不加<sup>ス</sup>ハルモノハ  
 地<sup>チ</sup>ニハ<sup>ニ</sup>疾<sup>オホク</sup>瘵<sup>シ</sup>石<sup>イシ</sup>毒<sup>ドク</sup>の虫<sup>ムシ</sup>すう有<sup>ア</sup>ヘ<sup>ハ</sup>132  
 是<sup>コト</sup>ヘノ<sup>ノ</sup>經<sup>キヤウ</sup>ヘラ<sup>ラ</sup>持<sup>テ</sup>ヘチ<sup>チ</sup>テ諸<sup>シヨ</sup>の沙<sup>シャ</sup>門<sup>モン</sup>一切<sup>イツケツ</sup>の爲<sup>タメ</sup>に之<sup>ノ</sup>  
 を説<sup>ツク</sup>く當<sup>タ</sup>し。菩<sup>ボ</sup>薩<sup>ザク</sup>すう檀<sup>ダン</sup>波<sup>ハ</sup>羅<sup>ラ</sup>密<sup>ミツ</sup>ヘラ<sup>ラ</sup>行<sup>ユク</sup>ヘシ<sup>シ</sup>たま  
 いこと布施<sup>ヒツセ</sup>是<sup>コト</sup>ヘノ<sup>ノ</sup>如<sup>ニ</sup>し。ヘ<sup>ハ</sup>141

「スラ」は訓點資料には用例が少ないといわれるが、平安初期には數十例を檢うことが出来る。「スラ」は一事を擧げて他を類推させるといふ。これが漢文の「況」字の用法に通ずる所があるので「況」と共に用いられることが多く、その中でも「尙」「猶」を伴うことが多い。しかし、この白點では、「スラ」が「況」と共に用いられない例を残している。

「タニ」

副助詞「タニ」が次の四例ある。

「我<sup>ワ</sup>數<sup>ス</sup>婆<sup>バ</sup>羅<sup>ラ</sup>門<sup>モン</sup>ヘラ<sup>ラ</sup>見<sup>ミ</sup>ヘル<sup>ル</sup>」に會<sup>カヒ</sup>タニ<sup>ニ</sup>モ是<sup>コト</sup>ル輩<sup>ハヒ</sup>とは  
 見<sup>ミ</sup>未<sup>ズ</sup>…<sup>ヘ</sup>276  
 「我<sup>ワ</sup>生<sup>シ</sup>ヘレ<sup>レ</sup>テ從<sup>ツク</sup>ヘリ」以來<sup>コノ</sup>布施<sup>ヒツセ</sup>するに會<sup>カヒ</sup>ヘタ<sup>ニ</sup>に  
 も悔<sup>クハ</sup>ヘル<sup>ル</sup>こと有<sup>ア</sup>ヘラ<sup>ス</sup>木<sup>キ</sup>「也<sup>ナリ</sup>」ヘ<sup>ハ</sup>283  
 母<sup>ハハ</sup>便<sup>ニ</sup>ヘチ<sup>チ</sup>自<sup>ミ</sup>ヘラ<sup>ス</sup>思<sup>オモ</sup>惟<sup>ヒ</sup>すうヘク<sup>ク</sup>會<sup>カヒ</sup>ヘタ<sup>ニ</sup>にも  
 是<sup>コト</sup>の怪<sup>オモ</sup>シキ<sup>キ</sup>こと有<sup>ア</sup>ヘラ<sup>ス</sup>未<sup>ズ</sup>…<sup>ヘ</sup>304  
 「我<sup>ワ</sup>ヘカ<sup>カ</sup>身<sup>ミ</sup>は石<sup>イシ</sup>の如<sup>ニ</sup>くばは剛<sup>コウ</sup>鐵<sup>テツ</sup>の如<sup>シ</sup>。大<sup>オホ</sup>玉<sup>タマ</sup>に  
 奉<sup>ホウ</sup>專<sup>セン</sup>ヘシ<sup>シ</sup>」たまつるに會<sup>カヒ</sup>ヘタ<sup>ニ</sup>にも退<sup>ヒ</sup>有<sup>ア</sup>ヘラ<sup>ス</sup>木<sup>キ</sup>  
 …<sup>ヘ</sup>148  
 四例とも「未<sup>ズ</sup>會<sup>カヒ</sup>有<sup>ア</sup>シ<sup>シ</sup>」「未<sup>ズ</sup>會<sup>カヒ</sup>有<sup>ア</sup>シ<sup>シ</sup>」の構文における「會<sup>カヒ</sup>」字の訓「コ、ロミタニモ」の中に用いられている。

従つて當然のこととして否定語に呼應している。「グニ」も平安初期の訓読資料にその用例がクからず見られるものである。

### 「ヤ（開投助詞）」

開投助詞の「ヤ」が次のように用いられている。

道士八人の言く「我は正（シ）く蓮華の上よそ行く

白象の須陀延（者）名（ハク）るを得（ム）と欲（ふ）ヤ」。

（67）

恐（ル）ヘ（ル）う（ハク）は將に國をも失（ヒ）マヘムトス

ル）まヤ」（65）

前者の例の「ヤ」は疑問や反語ではなく、口語の「いよ」に通じており感動を表している。後者の例の「ヤ」も、「ま」と共に感動を表したものである。

感動を表す「ヤ」は、平安初期の訓読には用いられたが、平安後半期以降の訓読では一般には用いられなくなつたものである。この點で、この白點の「ヤ」は和文に通ずるといえる。

### 八、和文系の語詞とその使用場面

太子須陀摩經白點には、和文に普通に用いるが訓讀で和文系の語詞とその使用場面

は殆ど用いないような語詞が、比較的多く見られる。それらの語詞を取上げて、先ず並列に示すことにする。

1 名詞

### 「イツカ」

漫抵謂（ヒ）て言（い）く、「吾（カ）我人（ニ）有（ヘ）ラ

ム」と計（は）せむ者（もの）は何（なん）カ當（あた）りに道（みち）を得（う）得（え）「當（あた）り」キ耶（や）……（

201）

「いつ（何時）」及びその複合語は、和文の類に見えて訓點に見えないものとされる（20）。

2 動詞

### 「イマス（來）」

婆羅門の言（い）く「我（わが）發（は）テ、去（い）カム」と欲（ほ）ふ。恐（おそ）へル

ラ（く）は其（その）の母（はは）來（き）シナハ便（た）へチ復（か）去（い）ヘル（こと）を

得（え）不（な）し」（281）

會話文の中にある。この「イマス」は「來る」の尊敬語として用いている。訓讀では「イマス」を「居る」の尊敬語として普通用いている。この白點でも、「太子須陀摩經今（イ）ノ所（ト）ニカ在（イ）ス」（244）、「太子須陀摩經今（イ）ノ所（ト）ニカ在（イ）ス」（244）、「太子須陀摩經今（イ）ノ所（ト）ニカ在（イ）ス」（244）のようになっている。しかし、「來る」の尊敬語としては、和文では普通に用いるが、訓讀では

殆ど用いないものである。

「マウオドロク」

王聞(ヘキ)マ愕然とマウオトロイたまふ(83)

接頭語「マウー」は、「マキ(参)」の音便形であろう。

この接頭語「マウー」の附いた「マウク」「マウイタル」

「マウイク」「マウキタル」「マウオモブク」等は日本

書紀古訓に特有の語とされる。訓讀には一般に見られない

ものである。

3 形容詞

「イカメシ」

王臣の言(ヘス)ことを聞(ヘキ)て乃ち更に大シク驚

き(84) 牀從(ヘリ)「而」墮(ヘチ)ぬ(85)

「イカメシ」は、訓讀語「オゴソカレ」に對する、和文語

とされる語である。

4 副詞

「文法」の項で指摘したように、和文系の言語作品に

主として用いられ、訓讀には殆ど用いられない副詞とし

て、「大」「木劇」「此」「是」「適」「何為」「便」が

ある。

5 助動詞

「文法」の項で指摘した、傳聞推定の「ナリ」、推量

の「ケム」「ラム」、「ケリ」も、平安後半期の訓讀に

は殆ど用いられず、當時の和文には普通に用いられる助

動詞である。

6 助詞

「文法」の項で指摘した、接續助詞「モノヲ」、副助

詞「シ」、聞役助詞「ヤレ」も、平安後半期の訓讀には殆

ど用いられず、當時の和文には普通に用いられる助詞で

ある。

以上の、名詞・動詞・形容詞・副詞・助動詞・助詞の

和文語が、この太子須陀摩經の訓點において、どのよう

な場面に現れるかを見るに、その大部分が、その都度指

摘して来たように、會話文に用いられている。このこと

は松本光陸氏が「来シ」「大」「便」について指摘した

ものである。本文獻は文章の性格として、會話が多い。

このことも、このような和文語と多く文える一因であ

たかも知れない。

### 九. 語詞

ここでは、前項に取上げた以外の語詞の中から注目さ



早く我(ニ)在處を語(ヘリ)て我を(ヘシテ)發狂フ

こと(ヘセ)令(メム)と(ヘスル)こと莫れトイフ

(320)

「かぎを置きまどはしはべりて」(源氏物語・夕顔)の

「置き懸す」を人間についていったものか。

「キザヤ」

太子即(ヘテ)將(キザヤ)象(キザヤ)厩(キザヤ)の中(キザヤ)に至(ヘリ)一(ヘノ)象(ヘ)

ヲ(取)令(メ)去(シ)ムルに道(シ)士(八)人(ノ)言(ク)ハ(ハシ)

「脚を以(ヘテ)象(キザヤ)厩(キザヤ)の中(キザヤ)に入る者(モウ)は其(モウ)の脚(キザヤ)を截(ヘ)

ル(キザヤ)に當(イ)ル。手(モウ)をもちて象(キザヤ)を索(モウ)く者(モウ)は其(モウ)の手(モウ)を截(ヘ)

ル(キザヤ)に當(イ)る。(42)

「キザヤ」は、「象厩」の文字及びこの文脈が「象」に

ついて逆(サカ)せられてゐることから見て、「象を飼つておく

小屋」即ち「象屋」の意と考えられる。「キザヤ」は「

象」の和語で、古辭書や古訓點にその例が拾われる。「

キザヤ」の「ザ」の濁音については、書陵部藏白氏文集卷

第三正中二年點に「象(キザヤ)」、金澤文庫本春秋經傳集

解卷第十七文永六年點に「象(キザヤ)」とある。「キザヤ」

の訓は、觀智院本類聚名義抄に「厩(キザヤ)と載(カ)

ている。本來は、象を飼つておく小屋の意が轉じて動物

を飼つておく小屋になつたものであろう。この語につい

て、日本語大辭典が「動物を飼つておく小屋」として「

語源未詳」としてゐるのは、「象」を「キザヤ」と清音に

誤解したために、「象屋」に氣づかなかつたのであろう。

「サガサガシ」

太子山の嶮(サガ)を見れば嵯峨(サガ)シクして樹木繁(サガ)く茂(サガ)レ。

(189)

「サガサガシ」は、山などがけぬかしい意の「嶮(サガ)シ」の語

幹を重ねて形容詞としたものと見られる。西大寺本金光

明最勝王經古點に「此(サガ)の崖(サガ)は深(サガ)く峻(サガ)レ」(卷第九)とあ

る。太子須陀摩經の漢字「嵯峨」は高く突立って險しい

様を表すから、國語の「サガサガシ」の訓が適う。「嵯

峨」の字音が「サガ」であるのは偶然の一致であらう。

「ト」

時(ト)ニ門(ト)を守る者(ト)入(ト)りて太子(ト)に白(ト)す。「外(ト)

道(ト)士(ト)有(ト)ヘリ」(55)

太子「於」城(ト)の外(ト)ノ樹(ト)の下(ト)に坐(ト)シて(159)

王宮(ト)の門(ト)の外(ト)ニ至(ト)リて門(ト)を守る者(ト)に問(ト)ヘシて

(43)

「外(ト)ニ塗(ト)羅(ト)門(ト)有(ト)ヘリ」て來(ト)リて(45)

東大寺諷誦文稿にも、「不知<sub>レ</sub>内言<sub>ニ</sub>不知<sub>レ</sub>外言<sub>ニ</sub>」(366)、  
「表錦裏布<sub>シ</sub>」(369)とある。

「ツカマツル」

山の中の禽獸悉<sub>ヘク</sub>皆歡喜して來<sub>ヘリ</sub>マ太子に  
依<sub>テ</sub>附<sub>ル</sub>。(24)

「ツカムマツル」の<sub>レ</sub>接音の零表記とも見られる。この  
白點では音讀の項で既述したように<sub>レ</sub>接音を零表記して  
いるからである。

「ハナ」

婆羅門は十二の醜<sub>ヘキ</sub>こと有<sub>ヘリ</sub>。身體は黒<sub>ヘ</sub>

キ<sub>ニ</sub>こと漆の如<sub>ヘシ</sub>。面の上には三の腫<sub>アリ</sub>。鼻

は正<sub>ヘシ</sub>く輪<sub>輪</sub>とヒラメリ。兩の目復<sub>青</sub>シ。(225)

「ハな(殖)」と同源で、黒子<sub>ヘ</sub>ほくろ<sub>ノ</sub>の意か。

「ホル」

「今太子應<sub>ヘ</sub>不<sub>レ</sub>レ<sub>テ</sub>金<sub>錢</sub>我<sub>ヲ</sub>して迷<sub>ヒ</sub>荒<sub>レ</sub>令<sub>ム</sub>」

(323)

「ホル」は感覺を失う意。西大寺本金光明最勝王經古點  
に「巴に表<sub>ヘ</sub>邁<sub>キ</sub>老<sub>イ</sub>耄<sub>カ</sub>虚<sub>ケ</sub>羸<sub>ヘ</sub>」ては(卷第九)  
興福寺本日本靈異記に「梳<sub>保</sub>礼<sub>天</sub>」とある。

「ムカシノヨ」

「我<sub>ヘカ</sub>宿<sub>ノ</sub>命<sub>ニ</sub>に何<sub>ノ</sub>罪<sub>カ</sub>有<sub>レ</sub>ヤ<sub>キ</sub>む。今復<sub>違</sub>ひて  
此<sub>ル</sub>と<sub>ト</sub>ヘ<sub>ニ</sub>値<sub>ヘ</sub>マ<sub>シ</sub>」(286)

佛阿難<sub>ヘニ</sub>告<sub>ヘ</sub>ケ<sub>タ</sub>マ<sub>ハク</sub>「我<sub>ヘカ</sub>宿<sub>ノ</sub>命<sub>ニ</sub>」

行<sub>セ</sub>レ<sub>所</sub>の布<sub>施</sub>是<sub>ヘノ</sub>如<sub>ヘシ</sub>と。(430)

「宿命」を「宿の命」と訓讀している。「宿」には、觀

智院本類聚名義抄に「ムカシ<sub>ニ</sub>上<sub>ト</sub>」の訓があり、「ム

カシノヨ」と讀んだのであろう。源氏物語・紅葉賀に「

むかし<sub>ノ</sub>よ<sub>ヨ</sub>か<sub>レ</sub>し<sub>げ</sub>なり」とある。

### 十、訓讀法

太子須陀等經白點の訓讀法について、特に(一)この訓點  
の訓讀法の特異性、(二)訓讀史上の新舊の争象について、

述べることにする。

(一)訓讀法の特異性

この太子須陀等經白點の訓讀法は、當時の他の佛書の  
それに比べて特異性を持つてゐる。例えは、

(A) 共に集<sub>マ</sub>テ講<sub>ヘリ</sub>マ<sub>シ</sub>と<sub>テ</sub>言<sub>ク</sub>。「葉波國の王連華の上

よ<sub>テ</sub>行<sub>ク</sub>白象の須陀延と名<sub>ク</sub>る有<sub>ナリ</sub>。多<sub>ヘク</sub>の

カ<sub>ア</sub>テ健<sub>ク</sub>毎<sub>ニ</sub>「與<sub>ニ</sub>諸國と關<sub>フ</sub>に<sub>共</sub>に相<sub>政</sub>代<sub>ス</sub>る

(二) 此<sub>ヘノ</sub>象<sub>常</sub>に勝<sub>ツ</sub>ナリ。誰<sub>ヘカ</sub>能<sub>ク</sub>復<sub>ヘ</sub>



逆へ不<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>言ヒタマハク。是を以<sup>レ</sup>テ王に白<sup>ハ</sup>サ  
不<sup>レ</sup>ヘリ<sup>レ</sup>シ<sup>レ</sup>ナ<sup>レ</sup>テ「耳」。

太子自言前已與王自有要今諸所布施不人意是以不  
白王耳<sup>ハ</sup> (104-105)

「逆へ不<sup>レ</sup>」の「不<sup>レ</sup>」に返照の「一」、<sup>「言」</sup>に返照  
の「ニ」があるのが石のように讀まれたことは確かであ  
る。尙、<sup>「ノ」</sup>タマヒタマハク<sup>レ</sup>の「ク」で文を止めてい  
るので「仰セラレタコトヘナノニ」という感動の意を  
表している。通常<sup>レ</sup>の訓讀では「太子自言」へ白シテ言サ  
クとする所である。

願<sup>ヘ</sup>テ求<sup>ヘ</sup>メ<sup>テ</sup>「我後生に常に卿が妻と爲<sup>ラ</sup>ハ  
ム」ト<sup>レ</sup>言<sup>ハ</sup>ヒ<sup>キ</sup>。我爾<sup>ヘ</sup>ノ時<sup>ヘ</sup>ニ「與<sup>レ</sup>汝  
と妻<sup>ヘ</sup>リ」<sup>テ</sup>「我が妻と爲<sup>ラ</sup>ハム」ト<sup>レ</sup>欲<sup>ハ</sup>フ者<sup>ハ</sup>當<sup>レ</sup>に我  
か意<sup>ニ</sup>隨<sup>ヘ</sup>ヒ<sup>テ</sup>「布施する所」在<sup>ル</sup>を人<sup>ノ</sup>心  
に逆<sup>ハ</sup>レ<sup>ト</sup>言<sup>ハ</sup>ヒ<sup>キ</sup>。

（求願言我後生常爲卿妻我爾時與汝要言欲爲我妻者  
當隨我意在所布施不送人心）（329-331）

天王釋<sup>テ</sup>「必<sup>ス</sup>」所願<sup>リ</sup>如<sup>ク</sup>セむ<sup>ト</sup>言<sup>テ</sup>忽然  
に現<sup>セ</sup>不<sup>レ</sup>了<sup>メ</sup>ぬ。

（天王釋言必如所願忽然不現）（359-360）

なども同じ訓法である。これに對して、會話文を引用す  
る「曰<sup>レ</sup>」「言<sup>レ</sup>」「問<sup>レ</sup>」「白<sup>レ</sup>」などが、會話文の前に訓ま  
れるものもあるが、それも、ク語法に依らずに、「曰<sup>ス</sup>」  
「言<sup>フ</sup>」「問<sup>ヒ</sup>」「白<sup>ス</sup>」などの終止形に訓  
むものが少からずある。

紀太子の言を聞<sup>キ</sup>テ愕然と驚<sup>キ</sup>起<sup>テ</sup>て曰<sup>ク</sup>す。  
太子何<sup>レ</sup>の過有<sup>レ</sup>ればか而も王當<sup>レ</sup>に是<sup>を</sup>至<sup>ス</sup>「當<sup>レ</sup>」  
（無<sup>ク</sup>）  
（紀聞太子言愕然驚起曰太子有何過而王當至乎）  
（121-122）

婆羅門自<sup>ラ</sup>今當<sup>レ</sup>に子<sup>が</sup>爲<sup>ニ</sup>に殺<sup>サ</sup>レ<sup>ル</sup>ハト<sup>ト</sup>す<sup>ト</sup>  
念<sup>フ</sup>。當<sup>レ</sup>に「<sup>一</sup>の詭<sup>を</sup>作<sup>シ</sup>」<sup>テ</sup>語<sup>ヘ</sup>リ<sup>テ</sup>便<sup>ヘ</sup>チ<sup>ク</sup>  
言<sup>フ</sup>。「汝<sup>が</sup>我<sup>に</sup>問<sup>ふ</sup>こと<sup>は</sup>不<sup>當</sup>な<sup>リ</sup>耶<sup>。獵者</sup>問<sup>ハ</sup>  
ヒ<sup>テ</sup>曰<sup>ク</sup>「汝<sup>何</sup>ニ<sup>レ</sup>」<sup>レ</sup>說<sup>ハ</sup>カム<sup>ト</sup>」<sup>ト</sup>欲<sup>ハ</sup>ふ<sup>所</sup>」

（婆羅門自念今當爲子所殺當作一詭語便言汝不當問  
我耶獵者問曰汝欲何說）（259-261）

因<sup>リ</sup>「<sup>レ</sup>」<sup>テ</sup>相<sup>勞</sup>（<sup>リ</sup>）<sup>テ</sup>問<sup>ヒ</sup>「<sup>レ</sup>」<sup>たま</sup>い<sup>「何れの所</sup>  
從<sup>ヘ</sup>リ<sup>」</sup>來<sup>ル</sup>と。

（因相勞問何所從來）（58）

王即<sup>チ</sup>此<sup>の</sup>大臣<sup>の</sup>言<sup>す</sup>所<sup>に</sup>隨<sup>ヒ</sup>て即<sup>チ</sup>

使者を遣<sup>ツク</sup>シテ太子ヘテ問<sup>ヒ</sup>たまふ。ト汁白象

（ヲ）持<sup>テ</sup>テ怨家ニ與<sup>ヘ</sup>テヤ不ヤ。

（王即隨此大臣所言即遣使者問太子汝持白象與怨家

不）（101-102）

諸（ノ）臣皆往<sup>キ</sup>テ王ニ白<sup>ス</sup>。太子國<sup>ノ</sup>中の

敵（ヲ）却<sup>ク</sup>くる「之」寶の象を以<sup>テ</sup>怨家に布

施<sup>ヘシ</sup>てけと。

（諸臣皆往白王太子以國中却敵之寶象布施怨家）ハ

81-82）

などのようである。その他、

「實に相<sup>ミ</sup>知ら<sup>ズ</sup>ナリケリトイテ其<sup>ノ</sup>處を指<sup>シ</sup>示

す

（實不相知指示）（263）

太子ヘテ問<sup>フ</sup>。兩の兒<sup>ハ</sup>爲<sup>リ</sup>所<sup>ニ</sup>在<sup>ル</sup>カ在<sup>ル</sup>ト

トイハトモ太子應<sup>ヘ</sup>不

（問太子兩兒爲所在太子不應）（315-316）

「何を願<sup>フ</sup>と欲<sup>ム</sup>ハム」とトイテ即<sup>チ</sup>釋

の身に復<sup>ス</sup>ヘリテ端政殊好にナリ又。

（欲願何即復釋身端政殊好）（350）

のような、「トイテ」「トイヘドモ」の讀添えだけで會

註文を訓讀する場合もある。無論、ク語法に依るものも

あるが、左掲り如く當時り一般の訓讀とは異なり、むし

ろ和文に近いような會註文の引用形式の訓法を多く用い

る所に、この訓點の特性がある。

このことは前項までにおいて、この太子須陀拏經の白

點には和文語の要素が多く用いられ、しかもそれが會註

文に多く見られると指摘したことと關連する事柄と考え

られる。

又、次のような訓法もある。

婦の言<sup>ク</sup>「我常に聞<sup>ク</sup>。太子須大等トイフヘヒト」

坐<sup>シ</sup>テ布施大<sup>ニ</sup>劇<sup>ク</sup>するが故に父の王に從<sup>テ</sup>ケレテ禮<sup>ヲ</sup>

山の中に着<sup>キ</sup>カレタナリ。一の男一の女有<sup>リ</sup>ケリ。往<sup>ル</sup>

キ<sup>テ</sup>乞<sup>フ</sup>山モノナラハ「之」可<sup>シ</sup>テム。

（婦言我常聞太子須大等坐布施大劇故父王從着禮持

山中有一男一女可往乞之）（235-237）

傍線部の訓讀は、原漢文「父王從」、「可往乞之」に對

して語序を無視して、日本語の表現を重いた、和風のも

のである。

「豈<sup>レ</sup>の呼應も亦、當時り一振りの訓讀と異なっている。

太子ヘテ言<sup>フ</sup>。何を爲<sup>ス</sup>取<sup>ル</sup>ヘテ不<sup>シ</sup>。豈<sup>レ</sup>惡<sup>シ</sup>ヘシ

キコト有るか「乎」と。

太子言何爲不取豈有惡乎 (315)

復復香潔にして更に食す可け(ム)ヤ不ヤ。

(豈復香潔可更食不) (420)

雙りの呼應は「ムヤ」で結び反語とするのが普通であるが、前者の例は、疑問の「か」で呼應しており、後

者の例は、語形こそ「ムヤ」で呼應するものの、「ヤ不ヤ」によつて疑問表現としてゐる。

(二)訓讀史上の新舊の事象について

太子須陀緊椽の訓點は、平字中期の加點であるだけに、漢文訓讀史上の新舊の事象を見せて過渡期の様相を示している。以下にその諸事象について述べる。

1. 再讀字の訓法

再讀字としては、「當」、「將」、「宜」、「使」、「木」の

五字が用いられている。

「當」は四十七例あり、再讀表現をした新しい訓法が

次のように見られる。

太子有<sup>ハ</sup>何<sup>ニ</sup>過<sup>ス</sup>而<sup>シテ</sup>王<sup>ニ</sup>當<sup>ル</sup>至<sup>リ</sup>是<sup>ニ</sup>乎 (122)

我<sup>ハ</sup>當<sup>ル</sup>用<sup>ス</sup>者<sup>ハ</sup>是<sup>ニ</sup>細<sup>ニ</sup>濡<sup>ニ</sup>憐<sup>ニ</sup>悧<sup>ニ</sup>甘<sup>ニ</sup>美<sup>ニ</sup>爲<sup>ス</sup>而<sup>シテ</sup>「與」太子<sup>ニ</sup>列<sup>ス</sup>

訓讀法

「爲」は「爲」に「せむや」のヲコト點もある (133)

我<sup>ハ</sup>老<sup>シ</sup>且<sup>シテ</sup>羸<sup>シ</sup>小<sup>ノ</sup>兒<sup>ハ</sup>各<sup>々</sup>當<sup>ル</sup>檢<sup>ス</sup>我<sup>ニ</sup>至<sup>リ</sup>其<sup>ノ</sup>母<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>我<sup>ハ</sup>當<sup>ル</sup>

奈<sup>ニ</sup>何<sup>カ</sup>得<sup>ル</sup>之<sup>ヲ</sup>當<sup>ル</sup>釋<sup>ス</sup>付<sup>シ</sup>我<sup>ニ</sup> (242 243 243)

右の他に 201 233 407 行にもあり、計八例を数える。しかし、右以外の三十九例は、未だ再讀表現がされていない。しかし、この多くは「當」を「マサニ」と訓んでいる。その呼應語によつて分けると次のようになる。

計十三例がある。

(1)「當」と訓んで、下に「ム」で呼應する。

當<sup>ル</sup>須<sup>ク</sup>奈<sup>ニ</sup>太子<sup>ニ</sup>何<sup>カ</sup> (91)

但<sup>シテ</sup>當<sup>ル</sup>努<sup>ク</sup>力<sup>ヲ</sup>共<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>山<sup>中</sup>求<sup>メ</sup>索<sup>ス</sup>道<sup>ヲ</sup>耳 (126)

右の他に、85 182 186 208 238 353 と「ム」の補讀 134 138 139 237 252 と合計十三例がある。

(2)「當」と訓んで、下に「ムトス」で呼應する。

而<sup>シテ</sup>捨<sup>テ</sup>我<sup>ヲ</sup>去<sup>リ</sup>諸<sup>ノ</sup>夫<sup>人</sup>皆<sup>々</sup>當<sup>ル</sup>伏<sup>ス</sup>我<sup>ニ</sup> (151)

婆<sup>羅</sup>門<sup>ノ</sup>自<sup>ラ</sup>念<sup>フ</sup>今<sup>ニ</sup>當<sup>ル</sup>爲<sup>ス</sup>子<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>殺<sup>ス</sup> (251)

右の二例がある。

(3)「當」と訓んで、下に命令形で呼應する。

當<sup>ル</sup>檢<sup>ス</sup>我<sup>ノ</sup>資<sup>料</sup>糧<sup>ヲ</sup> (52)

欲<sup>シ</sup>爲<sup>ス</sup>我<sup>ノ</sup>妻<sup>者</sup>當<sup>ル</sup>隨<sup>フ</sup>我<sup>ノ</sup>意<sup>ヲ</sup>左<sup>ニ</sup>所<sup>ニ</sup>布<sup>ス</sup>施<sup>ス</sup>不<sup>レ</sup>逆<sup>ス</sup>人<sup>ノ</sup>

心<sup>ヲ</sup> (331)

右の他に、188 232の例もある。

(二)「當」と訓んで、下を平叙する。

會當壞散 (117)

當作一詭語便言 (260)

右の他に、73 278 301の例もある。

(ホ)「當」と訓んで、下に「不」で呼應する。

我便當去不復與卿共居 (234)

(ハ)「當」と訓んで、下を「ヤ不ヤレ」で呼應する。

大王當見不聽不 (37)

一方、「當」を直接に「バシ」とも訓む。

諸臣議不當爾 (46)

天下恩愛皆當列難 (288)

今以我與人誰當供養太子者 (340)

他に73 100 240 431がある。240 407 410 414は無點であるが「バシ」と訓んだとすれば、この例に於る。

「將」

「將」は二例あり、次のように訓讀される。

將失國 (85)

警扣有人扱百味食將有所上 (119)

共に未だ再讀されず、それぞれ下に、「ムトスル」を呼

應させるか平叙している。

「宜」

「宜」は一例あり、次のように訓讀される。(「宜」

の他の一例は形容詞)

宜速還國 (404)

再讀されず、命令形で呼應させている。

「使」

「使」は九例あり、そのうち再讀表現が次の一例ある。

太子使使左右人普告四遠 (116)

その他は、次のように訓まれる。

使國豐溢 (124)

又多風雨雷電霹靂使人毛豎 (131)

使役の對象となる語には「ヲシテ」を讀添えており(42

44 42)、平安初期の訓法のような「ニシム」  
「シム」は全くなく、新しい訓法になっている。

「未」

「未」は無訓か、次例のように「す」の訓のみであ

り、再讀した確例は見られない。

世間布施未有如太子者 (143)

我數見婆羅門未會見是輩 (276)

2. 「但・唯」の呼應

「但」「唯」が「ノミ」と呼應するのが、平安初期の訓法である。この訓法では、「ノミ」と呼應しない新しい訓法がある。

或但<sup>レ</sup> 倅<sup>キ</sup>使<sup>フ</sup>王<sup>ノ</sup>志<sup>ヲ</sup>折<sup>ル</sup> 幸<sup>ニ</sup> 便得<sup>ル</sup> 奪<sup>フ</sup> 貞<sup>ヲ</sup> (382)

今唯有<sup>一</sup>子<sup>ニ</sup> (149)

「ノミ」の呼應のないのは「但」「唯」の右の一例ずつであつて、他は次のように「ノミ」を呼應させている。

國家但<sup>レ</sup> 柱<sup>ト</sup> 比象<sup>ト</sup> 以却<sup>ル</sup> (81)

我但<sup>レ</sup> 依<sup>リ</sup> 枯<sup>ニ</sup> 太子<sup>ト</sup> (136)

王唯<sup>有</sup>是<sup>一</sup>子<sup>ニ</sup> 甚大<sup>ニ</sup> 愛<sup>ス</sup> 重<sup>シ</sup> 之<sup>ト</sup> (96)

其文<sup>ニ</sup> 唯<sup>ト</sup> 有<sup>一</sup>是<sup>一</sup>女<sup>ト</sup> (346)

3. 「言」「曰」等に準かれる會話文の結び

この太子須陀摩經の文章は多くの會話文から成つてゐる。その訓法に和文風のものがあることは既述の通りであるが、ク語法も用いられており、その會話文の結びを見ると、多くの場合、(1)「ト」で呼應する、(2)呼應語が全くない、の兩用である。

(1)「ト」で呼應する。

自<sup>レ</sup> (ヘラ) 說<sup>キ</sup> (ヘキ) て言<sup>ハ</sup>く「故<sup>ニ</sup>に遠<sup>ク</sup>從<sup>フ</sup> (ヘリ) 來<sup>リ</sup> (ヘリ)

訓讀法

て乞<sup>ヘ</sup>フ) 所<sup>有</sup> (ヘラム) と欲<sup>ヘル</sup> (ル) ばる」と。

(自說言故從遠來欲有所乞) (56)

太子の言<sup>ハ</sup> (ト) 「諾<sup>ヘ</sup>ナフ) こと大<sup>ト</sup>善<sup>シ</sup>。願<sup>ヘ</sup>ハ) く

は以<sup>ヘ</sup>テ) 相<sup>ム</sup>與<sup>ヘ</sup>へ) たまへ) と。

(太子言諾大善願以相與) (74)

太子王に白<sup>ク</sup>。實<sup>ニ</sup>に「以<sup>レ</sup>」之<sup>ヲ</sup>を與<sup>ヘ</sup>へ) た」と。

(太子白王實以與之) (102)

(2)呼應語が全くない。

婆羅門の言<sup>ク</sup>「父の王の太子を見<sup>ル</sup> (ム) と思<sup>フ</sup>すか故

に我<sup>ヲ</sup>を遣<sup>ハ</sup>せハ來<sup>リ</sup>て太子 (ハラ) 追<sup>ヒ</sup>呼<sup>ビ</sup> (ヒ) た

たまつて國に遠<sup>ク</sup>令<sup>メ</sup>たたまつら (ムト) スルナ

ラクノミ「耳」。

(婆羅門言父王思見太子放遣我來追呼太子令遠國耳

(261)

時に所の兒の行き戯<sup>ル</sup> (ル) を太子呼<sup>ビ</sup> (ヒ) て兒に語

(ヒ) して言<sup>ハ</sup>く「此に婆羅門遠<sup>ク</sup> (ク) よと來<sup>リ</sup>て

汝<sup>ヲ</sup>を乞<sup>フ</sup>ヘハ我<sup>ニ</sup>已<sup>ニ</sup>に之<sup>ヲ</sup>を許<sup>シ</sup> (シ) づ。汝<sup>ヲ</sup>便<sup>ニ</sup>隨<sup>フ</sup> (ヒ) 去<sup>ケ</sup> (ル) 。

去<sup>ケ</sup> (ル) 。

(時兩兒行戯太子呼語兒言此婆羅門遠來乞汝我已許

之汝便隨去) (274)

大臣答へへて言く、實に「以」與へへたて「之」。

（大臣答言實以與之）（88）

レかし、一方では會話文の結びに「トイフ」「トマウス」

「トノクマフ」を呼應させる場合もある。

聲の言へく、「汝我をして行へか」今へメムと欲

は者我に資糧へう、給ふ當し、婦言へく、「便去ね

資糧有へル」こと无へシ」トイフ。

（聲言汝欲今我行者當給我資糧婦言便去无有資糧）

（241）

太子答へへ未へルに曼抵即へち道人に問へヒ

て言く「此へノ山へノ中へニ」在へリテ道へ

ヲ學へフルこと幾何の歳にか爲ヌル。道人答へ

へて言く「此へノ山の中に止ムコト四百歳へニ

ナリヌレトマウス。

（太子未答曼抵即問道入言在此山中學道爲幾何歳道

人答言止此山中四百歳）（200）

王婆羅門に問へヒたまはく「兒を賣へりては幾

の錢どか索シレトノクマヘフ）。

（王問婆羅門賣兒索幾錢）（378）

4. 人物を表す「者」の訓法

人物を表す「者」を「ヒト」と訓むのが平安初期の訓法であるが、後には「モノ」の訓に變遷する。この訓點

では兩訓法があるが、新しい「モノ」の訓の方が多い。

八方上下莫、不聞知太子功德者（43）

四遠人民、有從百里來者千里來者萬里外來者

（44 45）

右の他、46 91 95 92 93 116 119 138 143 201 202以下多くが「モノ

と訓んでいる。一方「ヒト」も、「使者」（363）の他に、

次の二例がある。

國中、吏民大小數千萬人共送太子者皆竊

議言（157）

太子於城外樹下坐、辭謝來送者、可從

此而還（159）

5. 文末の「耳」の訓法

文末の助字「耳」は、平安初期には不讀であるが、平

安中期以降には「ラクヘマク」耳の訓法が生じた。こ

の訓點でも、この新しい訓法が見られる。

故逐汝耳（111）

此非婆羅門、是鬼耳（277）

使太子速還國耳（152）

但當勢カ共於山中 求索 道耳。(126)

故遣 我來 追呼 太子 令 還

國耳。(262)

レカレ一方では不讀の訓法もある。

是故 不敢就耳。(390)

言 前已與 王自 有 要 令 諸所 布施 不

迷入患 是以 不自王耳。(105)

6. 文末の「之」の訓法

文末の助字「之」は、平安初期には不讀が普通であつたが、後世は一樣に「コレヲ」「コレニ」と訓するようになる。

この訓法でも、この新しい訓法がある。

道人言 我數聞之。(205)

當於何所 而行 求 之。(238)

我當應 之。(138)

レカレ、一方では不讀もある。

大臣答 言 實以與 之。(81)

王唯有 是 一子 甚大愛重 之。(17)

7. 「以」の訓法

「以」は後世の訓法では「モツテ」と訓むことが多いが、この訓法では、「モツテ」と訓する他にも、次のよ

うな諸種の訓法がある。

「以」飲食 以相娛樂。(177)

「以」太子以水 滲婆羅門子 余妃以授與之。(342)

「不讀」布施之心 以至 於此。(371)

漫地 主 行 採菓 以食 太子及其男女。(218)

8. 古訓法と新訓法

この訓法の字句の中には、古訓法を傳えているものと、すべて新訓法になつてゐるものがある。前者には「不肯」、「言」と「辭」、文選讀があり、後者には「不」がある。

(イ) 「不肯」

兩兒不肯 隨去。(285)

兩兒不肯 去。(295)

兒於道中 以繩 繫 樹 不肯 時去。(299)

(ロ) 「言」と「辭」

太子 語適 已。(188)

母聞太子辭 別 如 是。(147)

平安初期には、「言」と「辭」とを訓み分けてゐる。

(ハ) 文選讀

訓讀法

(四)

著(加) 研究集 石山寺藏佛說太子須陀摩經平安中期點の訓讀語について

鼻は正(ハシ)く輪轉とヒラメリ。(225)

脚復了戻とモトリ頭復領(カギ)ナルこと状なる類の鬼

に似たり。(226)

玉聞(キ)て愕然とマウオトロイにまふ。(83)

(二)「ザル」

八方上下太子莫不(レ)聞(キ)知太子功德者。(43)

有(リ)余(カ)汝(ニ)者我則不(レ)能(ス)不(レ)與(ハ)之(カ)。(44)

「不」が體言を修飾する場合には、衵形の「ザル」を用

いて、「ヌ」は用いていない。

〔注〕

(1) 小林芳規「漢文訓讀體」(『改訂 日本語』第十卷文

體の内、昭和五十二年九月)。同「石山寺藏の平

安中期古點本とその訓讀語について」(『石山寺

の研究―校倉聖教・古文書篇―』昭和五十六年二

月)。大坪併治『平安時代訓點語の文法』(昭和

五十六年八月)。小林芳規「古代の文法Ⅱ」(『

國語史 文法史』昭和五十七年十二月)。

(2) 蔡島裕「天台宗のヲコト點について」(『訓點語と

訓點資料第三十二輯、昭和四十一年二月)。尚、

言永藏成唯識論卷第六の朱點によつても補強され

た(平安時代語新論八一頁)。

(3) 蔡島裕「石山寺藏古訓點本積考」(『石山寺の

研究―校倉聖教・古文書篇―』昭和五十六年二月)。

(4) 小林芳規「石山寺藏沙彌十戒成儀經平安中期角筆點積

稿」(『佐伯梅友博士喜壽記念國語學論集』昭和

五十一年十二月)。

(5) 小林芳規「漢字とその訓との對應及び變遷につい

ての(考察)(國語學百十二輯、昭和五十三年三月)。

(6) 昭和五十九年二月二十四日廣島大學大学院の演習

發表による。

(7) 小林芳規「石山寺藏沙彌十戒成儀經平安中期角筆點」

(『廣島大學文學部紀要第三十五卷、昭和五十一年

一月)。

(8) 春日政治「西本 金光明最勝王經古點の國語學的研

究」(三一頁、昭和十七年十二月)。

(9) 蔡島裕「平安時代の漢文訓讀語につきての研究」

六二七頁(昭和三十八年三月)。

(10) 注(9) 文獻一五三頁。

(11) 注(9) 文獻三五―頁、九五三頁。

- (12) 注(4) 文献八二三五頁。
- (13) 注(1) 文献参照。
- (14) 注(1) 文献の中、「古代の文法Ⅱ」二八六頁参照。
- (15) 注(14) 文献三一(一)頁。
- (16) 注(14) 文献三二二頁。
- (17) 注(14) 文献二七〇頁。
- (18) 注(14) 文献二七六頁。
- (19) 注(14) 文献二八四頁。
- (20) 注(9) 文献四四九頁。
- (21) 注(9) 文献一七七頁。
- (22) 注(9) 文献三五(一)頁。
- (23) 注(8) 文献六五頁。
- (24) 小林芳規コノ字兼倉 時代に於ける漢籍訓讀の國語史的研究(一)  
(九頁以下(昭和四十二年三月))。
- (25) 降岸明「平安時代記録資料における「而」字の用法について―記録語研究の「方法」―」(國語學系  
六十二輯、昭和四十年九月)。
- (26) 注(24) 文献三七六頁。

〔附記〕

本稿の淨書は、廣島大學大學院學生 山本眞吾氏の勞  
に成つたものである。記して謝意を表す。

(昭和五十九年四月六日、小林芳規記)